

平成18年6月9日

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目12番3号
株式会社 クエスト
代表取締役社長 野 中 攻

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成18年6月23日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目16番18号
ホテルJALシティ田町・東京 地下1階 鳳凰の間
3. 会議の目的事項
報告事項 第42期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）
営業報告書報告の件
決議事項
第1号議案 第42期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借
対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
4. その他
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

-
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事項が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.quest.co.jp/irininfo/zaimu.html>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

営 業 報 告 書

〔平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで〕

1. 営 業 の 概 況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、原油価格高騰という不安定要因を抱えつつも、国内企業の収益改善や円安による輸出企業の収益性向上、設備投資の増加、個人消費の好転、及び株式市場の好調な推移と景気動向は回復の途を進み始めました。これにより、景気指標の上でも大手製造業から非製造業、中小企業まで景気回復の裾野は広がりを見せました。

当社の属する情報サービス業界におきましても、ここ3、4年の低迷から回復し、金融業を中心とした顧客企業のシステム化投資需要が高まっております。このような受注状況の好転が見られる一方で、業界全体として技術者不足は深刻であり、加えて顧客からのコスト削減、納期の短縮及びシステムの高度化・複雑化に対する要求は益々強くなっており、厳しい環境は変わっておりません。

このような状況の中、当社は、引続き顧客企業のシステム計画の情報収集、ニーズの把握及び提案活動の展開に注力いたしました。

具体的には、以下の施策を行い、収益強化の基盤づくりに取り組みました。

- ①基盤となる既存顧客及び新規顧客への営業提案の強化
- ②部門間での営業情報共有による要員稼働率アップへの取り組み
- ③不採算顧客・不採算案件の整理による利益体質・財務体質の強化
- ④連結子会社である株式会社オプティス並びに海外パートナー企業を活用したオフショア開発のスタート
- ⑤株式会社オプティスの体制整備
- ⑥CMMI・ITIL・ISMS・プライバシーマークのマネジメントシステムの推進

上記戦略を実施し、受注獲得に懸命に取り組みました結果、ソフトウェア開発業務における新規取引が増加したものの、システム運用管理業務における不採算顧客・案件からの撤退の影響により、売上ベースでは減収となりました。また、経常利益は不採算案件の絞込みによる粗利改善及び投資有価証券の売却の効果により前年同期比増を確保しましたが、当期純利益は固定資産

の減損処理及び子会社株式評価損による特別損失の計上により、減益との結果になりました。

以上より、当期における当社の売上高は61億87百万円（前年同期比2.9%減）、経常利益は4億18百万円（前年同期比28.6%増）、当期純利益は1億1百万円（前年同期比47.7%減）となりました。

なお、業務別売上高は以下のとおりであります。

ソフトウェア開発業務については、既存顧客からの安定的な受注に加えて新規取引の拡大があったことにより、売上高は34億59百万円（前年同期比9.5%増）となりました。

システム運用管理業務については、既存顧客への深耕と併せてITILを基にした提案活動を行う等のアピールを進め、新規顧客との取引増加があったものの、不採算案件顧客からの撤退を進めたこと、及び一部顧客との契約形態が「委託契約」から「派遣契約」に変更されたため、協力先を起用出来ず、売上獲得が計画どおり進まなかったこと等の影響を受け、売上高は25億23百万円（前年同期比6.6%減）となりました。

受託計算/データエントリー業務については、不採算案件からの撤退等による事業縮小のため売上高は1億98百万円（前年同期比20.2%減）となりました。

また、商品販売業務については、案件絞込みの結果、売上高は6百万円（前年同期比97.6%減）となりました。

・業務別売上高

（単位：千円）

業 務	第 41 期		第 42 期		対 前 年 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減比
ソフトウェア開発	3,158,839	49.6%	3,459,297	55.9%	300,458	9.5%
システム運用管理	2,701,938	42.4	2,523,025	40.8	△178,913	△6.6
受託計算/データエントリー	249,237	3.9	198,850	3.2	△50,387	△20.2
商 品 販 売	262,159	4.1	6,356	0.1	△255,803	△97.6
合 計	6,372,175	100.0	6,187,529	100.0	△184,646	△2.9

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 39 期 (平成15年3月期)	第 40 期 (平成16年3月期)	第 41 期 (平成17年3月期)	第 42 期 (平成18年3月期)
売 上 高(千円)	5,569,793	5,997,667	6,372,175	6,187,529
経 常 利 益(千円)	191,314	271,410	325,160	418,277
当 期 純 利 益(千円)	103,905	157,460	194,828	101,880
1株当たり当期純利益(円)	39.57	50.12	63.88	33.03
総 資 産(千円)	3,951,086	4,462,907	4,301,033	4,498,166
純 資 産(千円)	3,180,092	3,430,510	3,454,298	3,549,485

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 平成14年10月10日払込み公募増資による新株発行により、株式数は500,000株、資本金は255,000千円、資本準備金は356,000千円それぞれ増加しております。
3. 平成15年5月20日付をもって、株式1株につき1.1株の分割を行っております。
なお、第40期の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 1株当たり当期純利益の算出にあたっては、自己株式を控除しております。

(5) 会社が対処すべき課題

現在、情報サービス業界においては、受注競争激化・値下げ要求の激化が進み、顧客からの価格面、品質面、納期面の要求は益々厳しくなっております。

このような環境下におきまして、当社が経営方針を実現するためには以下の課題に取り組み、これらを強力に推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご指導・ご鞭撻を賜ります様、衷心よりお願い申し上げます。

①事業規模の拡大

事業規模の拡大とは、すなわち「売上の拡大」を意味します。売上拡大

のためには、顧客に対する「営業活動・提案活動」のなお一層の強化が必要です。主要既存顧客に対する情報収集、調査分析を行った上で、顧客毎に当社の役割を認識し、シェア目標を設定します。更に、この目標を実現するための施策を策定し、実行してまいります。

また、上記の主要既存顧客に対する施策をベースに、新規顧客への展開・拡大を図ります。

加えて、当期より開始した住商情報システム株式会社とのアライアンスを活用し、既存顧客・新規顧客への営業展開強化を進めます。

②スピード、品質、コスト面での競争力の強化

業界内において、当社が「選ばれるパートナー企業」として競争に勝ち抜くためには、「スピード、品質、コスト面」での競争力の強化が必要です。当社では以下の施策に取り組んでまいります。

(a) ヒューマンリソースの強化

現在、情報サービス業界では技術者不足に悩まされており、優秀な技術者の育成・確保は競争力の強化につながります。

当社においては、「技術部門と採用部門の連携強化による優秀な人材の新規採用・中途採用」「当社版ITスキルスタンダード*Quits*に基づく上級技術者の育成」、「協力先企業の選別」、「海外IT人材の活用」等の施策により技術者の育成・確保を進めます。

(b) 品質プロセス標準化の徹底

ソフトウェア開発業務においては、昨年9月に認定されたCMMIレベル3に基づく当社版品質マネジメントシステム「*Squal*」を活用し、品質向上に努めます。

また、システム運用管理業務においては、顧客より評価を得ているプロセス標準ITILに準拠したサービスを提供し、ITサービスマネジメントを実現いたします。

(c) オフショア開発の推進

ソフトウェア開発業務において、子会社株式会社オプティス及び海外協力先企業を活用し、インド、中国を中心としたオフショア開発の推進により、価格面での競争力の強化及び開発キャパシティの拡大を進めます。

③利益率の向上

当社が目標とする「利益」の確保のために、「より付加価値の高いサー

ビスの提供」及び「請負ビジネスの拡大」を進めます。

先ず、より高い技術分野及びサービス分野への展開を進めるために、顧客動向及び業界動向に応じた体系的な技術強化施策を実施します。具体的には「②スピード、品質、コスト面での競争力の強化」に記載した施策を実行いたします。

併せて、当社の標準化業務プロセスを活用することで、要員配置・工程管理において効率化を実現出来る請負型ビジネスを拡大してまいります。具体的には、請負開発業務における効率性の高いビジネス展開及びセレクトティブアウトソーシングを中心とした運用業務の展開を進めます。

④人事制度の改訂

第43期より「役割価値と社員個々人の業務成果」を評価する「新人事制度」を導入いたしました。

今後は、当制度に基づき、社員一人一人の技術レベルを明確にした上で、「実力主義」による人事評価を実施するとともに、ITSSに基づいた「CDP」（キャリア開発制度）を推進することにより、技術力向上へのモチベーションを高めていく計画です。

⑤アライアンス強化、M&A実施による新規ビジネスの展開

当社が目標とする業績を達成するためには、従来型の技術・ビジネス・サービスに基づく既存顧客への対応のみでは極めて困難であります。

最新のIT技術に対応した新規マーケットの開拓及び新規ビジネスの展開に取り組むために、当期より開始した住商情報システム株式会社とのアライアンスにより、既存顧客の新たなニーズの掘り起こし及び新規顧客の獲得を進めます。

今後も、必要に応じてM&A及び企業提携を行い、新規ビジネスの強化を図ります。

(用語説明)

オフショア開発：システムインテグレータが、システム開発・運用管理等を海外の事業者や海外子会社に委託すること。オフショア開発の主な委託先としてはインドや中国の企業が挙げられます。オフショア開発の最大のメリットは安価な労働力を大量に得られることであり、昨今日本での高い人件費を嫌ってオフショア開発を推進する企業が増えています。

プライバシーマーク：個人情報の取扱いが適切と認定された事業者に付与される認証。

認定は、事業者が実施している個人情報の漏洩防止対策等の保護措置について、財団法人日本情報処理開発協会またはその指定した機関が審査して行います。

ISMS：「情報セキュリティマネジメントシステム」（「Information Security Management System」）。組織の個別問題毎の技術対策の他に、組織のマネジメントとして、自らのリスク評価により必要なセキュリティレベルを決め、プランを持ち、資源配分して情報保護システムを運用すること。財団法人日本情報処理開発協会指定の登録審査機関の審査を経て認証を受けます。

CMMI：「ソフトウェアプロセス成熟度モデル」（「Capability Maturity Model Integration」）。米国カーネギーメロン大学により体系化されたソフトウェア開発能力向上のプロセス改善を行う際の指標。ソフトウェアプロセス改善のあるべき姿を5段階に分類して示し、その組織の成熟度を評価するモデル。現在、ISO9001よりも高度な国際標準として注目を集めています。

I T I L : 「Information Technology Infrastructure Library」、英国商務局 (OGC : Office of Government Commerce) が、I T サービス管理、運用管理を実行する上での業務プロセスと手法を体系的に標準化したガイドライン。I T I L はシステム運用管理、I T サービス管理の世界標準とされており、発信元の英国をはじめとしてオーストラリアや米国等世界各地で導入が進んでいます。

I T S S : 経済産業省が定めた、個人の I T 関連能力を職種や専門分野ごとに明確化・体系化した指標。

I T サービスの分野を、11分野に大別し、それぞれの専門分野ごとに達成度指標、指標ごとに必要とされるスキル、熟達度を7段階で定義しております。I T S S を用いることで、個人の I T 関連能力が I T エンジニアの成長段階のどの位置にあるか客観的に判断できるため、I T 企業の「戦力」の正確な把握や、研修プログラム開発の際の目安となります。

2. 会社の概況 (平成18年3月31日現在)

(1) 主要な事業内容

当社は、コンピュータに関連する利用技術の開発、販売及びコンピュータによる情報処理の受託・サービス業務並びにコンピュータ施設の運用、管理の受託業務を行っております。

(2) 事業所

- | | |
|----------|--------|
| ① 本社 | 東京都港区 |
| ② 仙台営業所 | 仙台市青葉区 |
| ③ 名古屋営業所 | 名古屋市中区 |
| ④ 大分営業所 | 大分県大分市 |

(3) 株式の状況

- | | | |
|---------------|------|------------|
| ① 会社が発行する株式の数 | 普通株式 | 9,560,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 3,179,000株 |
| ③ 1単元の株式数 | | 100株 |
| ④ 当期末株主数 | | 2,596名 |
| ⑤ 大株主 | | |

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
内田 廣	株 618,764	% 19.4	株 —	% —
有限会社内田産業開発	263,978	8.3	—	—
クエスト従業員持株会	219,576	6.9	—	—
花輪 祐二	173,619	5.4	—	—
住商情報システム株式会社	159,000	5.0	—	—
株式会社サイバーファーム	156,610	4.9	920	1.6
内田 マサ子	110,000	3.4	—	—
内田 久恵	110,000	3.4	—	—
株式会社損害保険ジャパン	55,000	1.7	—	—
竹田 和平	50,000	1.5	—	—

(注) 上記以外に自己株式45,783株を保有しております。

出資比率については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

- ① 取得した株式
普通株式 1,270株
取得価額の総額 1,651千円
- ② 処分した株式
普通株式 70,894株
処分価額の総額 81,844千円
- ③ 失効手続をした株式
該当事項はありません。
- ④ 決算期における保有株式
普通株式 45,783株

(5) 新株予約権等の状況

旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権

(平成13年4月9日開催の臨時株主総会の決議に基づくもの)

- ① 目的となる株式の種類 普通株式
- ② 目的となる株式の数 114,398株
- ③ 行使価額 909円10銭

(6) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	467名	19名減	32.8歳	9.1年
女 性	128名	15名減	30.4歳	7.1年
合 計	595名	34名減	31.6歳	8.1年

(注) 従業員数には、出向者3名及び臨時従業員・嘱託社員(42名)は含まれておりません。

(7) 企業結合の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社データ・処理センター	10,000千円	100%	電子計算機の入力及び出力帳票の調整並びに関連業務の引受
株式会社オプティス	90,000千円	99%	ソフトウェア開発及び人材派遣業務

(注) 株式会社オプティスは、平成17年10月1日に株式会社アイボックスから現商号に社名変更しております。

② 企業結合の成果

連結子会社は、株式会社データ・処理センター及び株式会社オプティスの2社であります。

当期の連結売上高は64億70百万円（前期比2.4%減）となりました。

また、当期の連結当期純利益は1億37百万円（前期比22.9%減）となりました。

(8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当
代 表 取 締 役 会 長	内 田 廣	
代 表 取 締 役 社 長	野 中 攻	
取 締 役 副 社 長	佐 藤 和 朗	
常 務 取 締 役	長 濱 隆	管 理 部 門 担 当
常 務 取 締 役	貝 原 潔	シ ス テ ム 開 発 部 門 担 当
取 締 役	大 野 良 一	金 融 シ ス テ ム 事 業 部 長、仙 台 営 業 所 担 当
取 締 役	竹 居 信 一	シ ス テ ム 運 用 部 門 担 当、名 古 屋 営 業 所 担 当
取 締 役	石 井 勇 二	シ ス テ ム ソ ル ュ ー シ ョ ン 第 一 事 業 部 長
監 査 役 (常 勤)	長 谷 川 孝 男	
監 査 役 (非 常 勤)	安 村 三 千 治	

- (注) 1. 取締役副社長佐藤和朗氏は、平成17年6月23日の第41回定時株主総会において取締役を選任されました。
2. 監査役及川郁峰氏は、平成17年6月23日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任されました。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,422,304	流動負債	743,310
現金及び預金	2,349,157	買掛金	179,336
売掛金	905,201	未払金	49,282
仕掛品	17,260	未払費用	86,344
前払費用	21,249	未払法人税等	148,247
繰延税金資産	122,534	未払消費税等	42,814
その他の流動資産	7,326	預り金	19,686
貸倒引当金	△ 425	賞与引当金	216,040
		その他の流動負債	1,560
固定資産	1,075,862	固定負債	205,370
有形固定資産	312,025	繰延税金負債	12,031
建物	99,775	退職給付引当金	56,976
車両運搬具	1,715	役員退職慰労引当金	133,624
器具及び備品	24,258	その他の固定負債	2,738
土地	186,275		
無形固定資産	31,828	負債合計	948,681
特許権	2,619	(資本の部)	
ソフトウェア	21,268	資本金	460,000
その他の無形固定資産	7,940	資本剰余金	473,216
投資その他の資産	732,008	資本準備金	461,000
投資有価証券	519,678	その他資本剰余金	12,216
子会社株式	50,832	自己株式処分差益	12,216
破産更生債権等	42,556	利益剰余金	2,473,231
長期前払費用	3,137	利益準備金	29,890
保険積立金	49,278	任意積立金	832,377
敷金及び保証金	108,202	特別償却準備金	2,377
その他の投資	880	別途積立金	830,000
貸倒引当金	△ 42,556	当期未処分利益	1,610,963
		株式等評価差額金	188,294
資産合計	4,498,166	自己株式	△ 45,256
		資本合計	3,549,485
		負債・資本合計	4,498,166

損 益 計 算 書

〔平成17年 4月 1日から
平成18年 3月 31日まで〕

(単位：千円)

科 目		金	額
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益		
	売 上 高		6,187,529
	営 業 費 用		
	売 上 原 価	5,182,791	
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	667,283	5,850,074
	営 業 利 益		337,455
	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息	124	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	47,713	
	経 営 指 導 料	18,000	
受 取 手 数 料	2,719		
そ の 他 の 営 業 外 収 益	14,846	83,404	
営 業 外 費 用			
投 資 有 価 証 券 評 価 損	982		
固 定 資 産 除 却 損	659		
そ の 他 の 営 業 外 費 用	940	2,581	
経 常 利 益		418,277	
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	8,699	
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	67,554	76,254
	特 別 損 失		
	固 定 資 産 売 却 損	9,044	
	減 損 損 失	113,961	
子 会 社 株 式 評 価 損	113,677	236,683	
税 引 前 当 期 純 利 益			257,848
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		210,309	
法 人 税 等 調 整 額		△ 54,341	155,968
当 期 純 利 益			101,880
前 期 繰 越 利 益			1,509,083
当 期 未 処 分 利 益			1,610,963

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等による時価法

〔 評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定 〕

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算報告書を基礎とし、持分相当額を純額で取込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕 掛 品……………個別法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産……定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………15～47年

器 具 及 び 備 品……………4～10年

② 無 形 固 定 資 産……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウェア……………5年

販売目的ソフトウェア……………3年

(4) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

③ 退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金です。

- (5) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

当期より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益は1,293千円増加し、税引前当期純利益は50,946千円減少しております。

3. 貸借対照表関係注記

- (1) 子会社に対する短期金銭債権・債務
- | | |
|--------|---------|
| 短期金銭債権 | 1,909千円 |
| 短期金銭債務 | 4,184千円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 179,201千円
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産の他、器具及び備品についてはリース契約により使用しております。
- (4) 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額 188,294千円
- (5) 新株引受権
- | | |
|----------------------|-----------|
| 第一回新株引受権付無担保社債の新株引受権 | |
| 新株引受権の残高 | 104,000千円 |
| 発行すべき株式の内容 | 普通株式 |
| 株式の発行価格 | 909円10銭 |

4. 損益計算書関係注記

- (1) 子会社との取引高
- | | |
|-----------|----------|
| 営業取引 | 44,528千円 |
| 営業取引以外の取引 | 19,920千円 |
- (2) 1株当たり当期純利益 33円03銭

(3) 減損損失

当期において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
遊 休 資 産 等	土 地 及 び 建 物	宮 城 県

減損損失を認識した遊休資産及び福利厚生資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングを実施し、減損損失の判定を行っております。

その結果、地価の下落等により上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（113,961千円）として特別損失に計上しております。

その内訳は、土地84,251千円、建物29,710千円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、適切と考えられる不動産業者から入手した情報に基づいて算出した回収見込額により評価しております。

5. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度、退職一時金制度及び厚生年金基金制度（総合設立型）を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成18年3月31日現在）

イ. 退職給付債務	△573,859千円
ロ. 年金資産	510,401
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△ 63,457
ニ. 未認識数理計算上の差異	6,481
ホ. 退職給付引当金（ハ+ニ）	△ 56,976

（注）総合設立型厚生年金基金制度の年金資産残高のうち、掛金拠出額割合に基づく当期末の年金資産残高は1,636,655千円であり、上記年金資産に含まれておりません。

(3) 退職給付費用に関する事項（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

イ. 勤務費用	53,965千円
ロ. 利息費用	10,686
ハ. 期待運用収益	△ 10,730
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	17,568
ホ. 総合設立型厚生年金基金制度の掛金拠出額	83,530
ヘ. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）	155,020

(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.0%
ハ. 期待運用収益率	3.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
	〔 発生年度の翌期から定額法に より費用処理しております。 〕

6. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	87,907千円
減損損失	21,256
子会社株式評価損	46,255
退職給付引当金	23,183
役員退職慰労引当金	54,372
その他	59,010
繰延税金資産小計	291,983
評価性引当額	△ 51,341
繰延税金資産計	240,642
繰延税金負債	
株式等評価差額金	△129,180
その他	△ 958
繰延税金負債計	△130,138
繰延税金資産の純額	110,503

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要

な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7
評価性引当額	17.8
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	60.5

(注) 本貸借対照表及び損益計算書に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

利 益 処 分 案

(単位：円)

区 分	金 額	
当 期 未 処 分 利 益		1,610,963,954
任 意 積 立 金 取 崩 額 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	980,675	980,675
合 計		1,611,944,629
これを以下のとおり処分いたします。 利 益 配 当 金 (1株につき30円)	93,996,510	93,996,510
次 期 繰 越 利 益		1,517,948,119

(注) 特別償却準備金は、租税特別措置法の規定に基づくものであります。

監査役の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成18年5月15日

代表取締役社長

野中 攻 殿

監査役 (常勤) 長谷川 孝 男 ㊟

監査役 安村 三千治 ㊟

私たち監査役は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第42期営業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計帳簿の調査を行い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び損益計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 利益処分に関する議案は、法令及び定款に従い、かつ、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (5) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (6) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第42期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表、損益計算書及び利益処分案承認の件

本議案の内容は、添付書類13頁から19頁までに記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、株主の皆様にお約束しております、1株当たり30円を利益配当金とさせていただきますと存じます。

貸借対照表及び損益計算書の承認に関する取締役会の意見の要旨

貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

貸借対照表及び損益計算書の承認に関する監査役の意見の要旨

添付書類20頁に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法」（平成17年法律第86号）の施行に合わせ、株券を発行する旨及び会社の機関の設置等を明記するものであります。

①第4条（新設）：取締役会及び監査役を設置する旨

②第8条（新設）：株券を発行する旨

(2) 単元未満株式について、行使できる権利を明確にするため第9条を新設いたします。

(3) その他全般にわたり、会社法の施行に合わせ、字句の修正、条文の整備等所要の手当を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (目的) 第 2 条 (本店の所在地) 第 3 条 (新設)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、 9,560,000株とする。 (1 単元の株式の数および単元未満株券の 不発行) 第 6 条 当社の 1 単元の株式の数は、 100株とする。 ② 当社は、1 単元の株式の数に満 たない株式 (以下単元未満株式と いう。) の数を表示した株券につ いては発行しない。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商号) 第 1 条 (目的) 第 2 条 (本店の所在地) 第 3 条 (機関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会及び取締役の ほか、次の機関を置く。</u> (1) <u>取締役会</u> (2) <u>監査役</u> (公告の方法) 第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 9,560,000株とする。 (単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第 7 条 当社の単元株式数は、100株と する。 ② 当社は、<u>単元株式数</u>に満たない 株式 (以下単元未満株式とい う。) <u>についての株券は発行しな い。</u> (株券の発行) 第 8 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行 する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を<u>買受ける</u>ことができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、株式につき<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>名義書換代理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）及び株券喪失登録簿は<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の<u>手続</u>、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(単元未満株式を有する株主の権利)</p> <p>第9条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u>（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利及び定款に定める権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第10条 当社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、自己の<u>株式を取得する</u>ことができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株式につき<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿</u>及び<u>株券喪失登録簿</u>は<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、<u>新株予約権並びに株券喪失登録の手続</u>、<u>単元未満株式の買取り</u>、その他株式に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、株券喪失登録の手續、その他株式に関する取り扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ）をもつて、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 (省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、単元未満株式の買取り、<u>新株予約権並びに株券喪失登録の手續、その他株式に関する取り扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 定時株主総会は、<u>毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</u></p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(議決権の代理行使)</p>
<p>第14条 (省略)</p>	<p>第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p>
<p>第15条 (省略)</p>	<p>第18条 (現行どおり)</p>
<p>(選任)</p>	<p>(選任)</p>
<p>第16条 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。但し、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>すべき</u>時までとする。</p>	<p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了<u>する</u>時までとする。</p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第18条 (省略)</p>	<p>第21条 (現行どおり)</p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p>第19条 (省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第20条 (省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役</p>	<p>第5章 監査役</p>
<p>(員数)</p>	<p>(員数)</p>
<p>第21条 (省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第22条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤監査役) 第23条 (省略)</p> <p>(任期) 第24条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。但し、補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(選任) 第25条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(常勤監査役) 第26条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>
<p>(営業年度) 第25条 当会社の<u>営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。</u></p>	<p>(事業年度) 第28条 当会社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末日に決算を行う。</u></p>
<p>(利益配当金) 第26条 <u>利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(剰余金配当の基準日) 第29条 <u>当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(中間配当) 第27条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日の<u>最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</u></p>	<p>(中間配当) 第30条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日を<u>基準日として中間配当を行うことができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間) 第28条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。</u></p>	<p>(配当の除斥期間) 第31条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れる。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役7名が任期満了となり任期を統一するため、取締役佐藤和朗氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、経営判断の迅速化を図るために、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者からは、本総会で選任されることを前提として取締役に就任する旨の事前の承諾を得ております。

取締役候補者の略歴は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴他の法人等の代表状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式数	当社との 特別の 利害関係
1	内田 廣 (昭和6年8月21日生)	昭和38年4月 第一計算コンサルタント 株式会社設立常務取締役 昭和40年5月 株式会社京浜計算セン ター（現株式会社クエス ト）設立代表取締役社長 平成14年6月 代表取締役会長（現任）	618,764株	なし
2	野中 攻 (昭和17年6月11日生)	平成8年5月 UNIDEN PHILIPPINES, Inc. 取締役社長 平成10年5月 当社顧問 平成11年3月 常務取締役経営企画室 長、総務部担当 平成11年4月 仙台営業所担当 平成12年6月 取締役副社長 平成13年6月 管理部門担当 平成14年6月 代表取締役社長（現任）	23,820株	なし
3	佐藤 和朗 (昭和27年3月6日生)	平成15年7月 ソニーグローバルソ リューションズ株式会社 代表取締役副社長兼CO O 平成17年4月 当社顧問 平成17年6月 取締役副社長（現任） 株式会社オプティス代表 取締役社長 平成18年3月 株式会社オプティス 代表取締役会長（現任）	900株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴他の法人等の代表状況並びに 当社における地位及び担当	所有する 当社株式数	当社との 特別の 利害関係
4	長 濱 隆 (昭和22年6月14日生)	<p>平成6年4月 和光証券株式会社(現新光証券株式会社)公開引受副部長</p> <p>平成10年9月 当社入社</p> <p>平成11年3月 監査役</p> <p>平成13年6月 常務取締役(現任) 経営管理部長</p> <p>平成13年9月 経理部長</p> <p>平成14年6月 管理部門担当(現任)</p> <p>平成16年6月 株式会社データ・処理センター取締役(現任)</p> <p>平成16年9月 株式会社オプティス 監査役(現任)</p>	13,610株	なし
5	大 野 良 一 (昭和24年1月19日生)	<p>昭和43年3月 当社入社</p> <p>昭和62年8月 損保システム事業部長</p> <p>平成4年6月 取締役(現任) 損保システム事業部長</p> <p>平成8年4月 エントリー事業部長兼営業部長</p> <p>平成10年4月 損保システム事業部長</p> <p>平成16年4月 執行役員(現任) 金融システム事業部長(現任)</p> <p>平成16年12月 仙台営業所担当(現任)</p>	17,069株	なし

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される貝原潔氏、竹居信一氏及び石井勇二氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における所定の基準に従い相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	略歴
貝原 潔	平成15年6月 当社常務取締役（現任）、システム開発部門担当（現任）
竹居 信一	平成14年6月 当社取締役（現任） 平成16年4月 名古屋営業所担当執行役員（現任）
石井 勇二	平成14年6月 当社取締役（現任） 平成16年4月 システムソリューション第一事業部長兼執行役員（現任）

なお、取締役退任後貝原潔氏は、当社「顧問」を委嘱する予定、竹居信一氏は、「名古屋営業所担当執行役員」を、石井勇二氏は、「システムソリューション第一事業部長兼執行役員」を委嘱する予定です。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

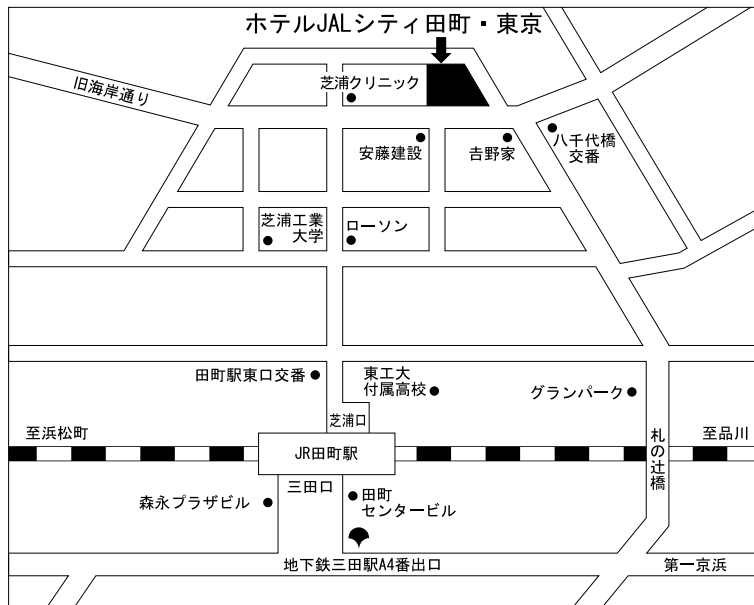
株主総会会場ご案内図

ホテルJALシティ田町・東京

地下1階 鳳凰の間

東京都港区芝浦三丁目16番18号

TEL(03)5443-0504



交通 JR田町駅芝浦口より徒歩約7分

地下鉄都営三田線・都営浅草線三田駅A4番出口より (JR田町駅構内経由) 徒歩約10分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。